

令和6年度武雄市地域通貨・ポイントアプリ構築業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、武雄市（以下「市」という。）が行う、令和6年度武雄市地域通貨・ポイントアプリ構築業務（以下「本業務」という。）について、最も適したアプリを構築する受託者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度武雄市地域通貨・ポイントアプリ構築業務

(2) 業務内容

別紙「令和6年度武雄市地域通貨・ポイントアプリ構築業務 業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 構築期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

※構築年度後の運用期間は、令和7年4月1日（火）から令和12年3月31日（日）までを想定している。

(4) 提案上限額

令和6年度支払い上限額：11,022,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※1. 上記上限額は、契約時の予定価格となるものではなく、本業務の事業規模を示すものである。

※2. 上記アプリの構築期間及び運用期間の事業規模については、6. 参加手続き等（3）企画提案書類の提出において、見積書の提出を求めるが、正式な契約については、市及び受託者が協議の上、決定するものとする。

3. 参加資格

参加資格を有する者は、参加表明書提出時点において、次に掲げる要件すべてに該当する事業者とする。

(1) 参加者は、1者単独の事業者又は複数の事業者で構成される企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(2) 本業務は、地域との密接なコミュニケーションを要するため、佐賀県内に本店又は支店を置く法人であること。

(3) コンピュータ関連・システム開発に係る役務の提供等について、市の一般競争（指名競争）入札参加資格（物品製造等）（令和5年度・6年度）を有していること。

(4) 国や地方公共団体より紙・電子を用いた地域振興券等（プレミアム付商品券やクーポン券など）の発行及び運営業務を受託した実績があること。

(5) 共同企業体による参加の要件は、次のとおりとする。

ア 応募及び事業に必要な諸手続を一貫して担当する構成員（以下「構成員の代表者」という。）をあらかじめ定めること。

- イ 構成員に(2)、(3)及び(4)の要件を満たす者を含めること。
- ウ 提案募集に関する構成員の重複参加は認めない。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。(参加者が共同企業体であるときは、その構成員の全てが該当しないこと。)
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、一般競争入札への参加を排除されている者。
- イ 参加表明書の提出締切日において、武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領(平成23年訓令第3号)による指名停止を受けている者。
- ウ 次の申立てがなされている者
- ① 会社更生法(平成14年法律154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立て
 - ② 破産法(平成16年法律第75号)に規定により破産の申立て
- エ 国税及び地方税の滞納者
- オ 次の①から⑧に該当する者
- ① 自己又は自社の役員等が武雄市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第4号に規定する暴力団等である。
 - ② 役員等(提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。)が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)である。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - ④ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ⑧ 再委託等の契約に当たり、その相手方が①から⑦までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。
- (7) 業務仕様書に定める業務を実施することができること。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (9) 事業化に向けて必要となる市その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができること。

4. スケジュール

- 公募開始の公告 令和6年6月27日(木)
- 質問書受付期限 令和6年7月 8日(月)17時まで
- 質問回答の公表 令和6年7月10日(水)公表

- 参加表明書類の提出期限 令和6年7月11日（木）17時まで必着
- 企画提案書類の提出期限 令和6年7月25日（木）17時まで必着
- プレゼンテーション審査 令和6年7月31日（水）から8月2日（金）のいずれか
※具体的な日時は企画提案書を提出した者に直接通知する。
- 審査結果発表（通知） 令和6年8月上旬
- 契約締結 令和6年8月中下旬
- 構築期間 令和6年8月下旬から令和6年12月
- 運用期間（試験運用含む） 令和6年12月～令和7年3月
- 納品 令和7年3月末

5. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、すべて質問書（様式第13号）を提出するものとする。

受付期間	令和6年6月27日（木）から令和6年7月8日（月）17時まで
提出方法	電子メールにより、下記メールアドレスまで送付すること。 メールアドレス digital@city.takeo.lg.jp
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和6年7月10日（水）に市公式Webサイト「たけおポータル」において公表する。なお、質問回答書は本要領の追加または修正として、実施要領と同様に取り扱うものとする。

（たけおポータル URL:<https://www.city.takeo.lg.jp/home.html>）

6. 参加手続き等

(1) 実施要領等の配布

配布開始日	令和6年6月27日（木）から
配布資料	①令和6年度武雄市地域通貨・ポイントアプリ構築業務公募型プロポーザル実施要領（本書） ②令和6年度武雄市地域通貨・ポイントアプリ構築業務 業務仕様書 ③参加表明書（様式第1号） ④企画提案書（様式第9号） ⑤提案課題1～5（様式第10号） ⑥機能確認書（代替案記載調書）（様式第12号） ⑦質問書（様式第13号）
入手方法	市公式Webサイト「たけおポータル」からダウンロードするものとする。

（たけおポータル URL:<https://www.city.takeo.lg.jp/home.html>）

(2) 参加表明書類の受付

受付期間	令和6年6月27日（木）から令和6年7月11日（木）17時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市企画部デジタル政策課デジタル推進係 宛
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類	①参加表明書（様式第1号）

各 1 部	<p>②会社概要（任意様式） 企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可</p> <p>③国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類 ・法人税、消費税及び地方消費税：「その3の3」 ・法人事業税、法人県民税：様式第40号の4（イ） ・市区町村税の完納証明書 ※証明年月日が提出日以前3か月以内のものとする（写し可）</p> <p>④業務実績（任意様式） ※国又は地方公共団体において紙・電子を用いた地域振興券等（プレミアム付商品券やクーポン券など）の発行及び運営業務を受託した実績のうち、主要なものについて記載すること。</p> <p>⑤共同企業体協定書（任意様式） ※共同企業体の場合のみ提出</p>
-------	--

(3) 企画提案書類の提出 ※市が通知する参加資格確認結果通知における有資格者のみ提出

提出期限	令和6年7月25日（木）17時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市企画部デジタル政策課デジタル推進係 宛
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 正1部 副7部	<p>①企画提案書（様式第9号） ※代表者印を押印すること 以下に従い作成すること。 ・表紙・目次は枚数に含まない。提案書にはページ番号を付すこと。 ・両面印刷（長辺とじ）とする。 ・各様式に従い、作成すること（A4サイズ縦） ・本文の文字フォントは10.5Pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などは、この限りではない。ただし、明瞭に読み取れるフォントサイズで作成すること。</p> <p>②提案課題1～5（様式第10号） ・提案課題1：実施方針、実施体制及び工程計画 ・提案課題2：アプリ構築 ・提案課題3：アプリの利活用、専用HP制作、加盟店舗の募集等 ・提案課題4：保守サポート ・提案課題5：その他提案事項</p> <p>③見積書（任意様式） ・見積書（任意様式）は、構築費用及び運用費用についてそれぞれ内訳書（任意様式）を作成して添付すること。 ・運用費用については、令和7年4月以降の60か月に発生する費用をすべて記</p>

	<p>載することとし、別途契約する際は、本提案における見積り金額を原則超えてはならない。</p> <p>④機能確認書（代替案記載調書）（様式第 12 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての機能に対応し、代替案無い場合は、提出する必要はない。
--	---

7. 評価について

(1) 選定委員会

- ①選定を行う委員会は「令和 6 年度武雄市地域通貨・ポイントアプリ構築業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）とする。
- ②選定委員会は市職員及び外部委員で構成する。
- ③選定委員会会議は非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、市公式 Web サイト「たけおポータル ([URL:https://www.city.takeo.lg.jp/home.html](https://www.city.takeo.lg.jp/home.html))」で公表する。

(2) 審査方法

本業務に係る提案書等の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、選定委員会において、下記の要領で行う。

(3) 審査基準

- ①審査基準は、企画提案書類等の内容評価とプレゼンテーションの内容・対応能力評価により総合的に審査を行う。
- ②各選定委員の合計得点が、満点の 6 割に達しない場合は委託業者として選定しない。
- ③評価の結果、最高点の提案者が 2 者以上ある場合は選定委員間で協議の上、選定委員長が決定する。

評価項目		配点	判断評価基準
提案課題1	業務理解度	15	・本市における現状及び課題を十分に把握し、事業の理念に沿った提案を行っているか評価する。
	実施体制		・仕様書で規定されたアプリ構築等の作業を確実に実施できる実施体制及び実施方法が具体的に提案されているか評価する。
	工程計画		・提案された内容とスケジュール案に無理・無駄がなく、確実な遂行が見込まれるか評価する。
提案課題2	アプリ構築	25	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて操作する市民でも直感的に操作が可能な工夫があるか。（シンプルな画面構成、PayPay等の一般的なアプリと同様の直感的な操作性等）評価する。 ・アプリ構成がわかりやすく示され（利用ネットワークやデータセンター等）、将来的に機能拡張が可能な仕組みを有しているか評価する。
提案課題3	アプリの利活用	40	<ul style="list-style-type: none"> ・市民におけるアプリの利用イメージが分かりやすく示されているか（情報の確認、検索、操作方法など）評価する。 ・臨時的なポイント付与など有効な追加機能の提案があるか評価する。
	専用HP制作		・アプリ利用方法や利用イメージが分かりやすく示されてい

			るか（サービス毎の利用イメージ）評価する。
	加盟店舗の募集・登録・管理		・加盟店の募集方法や登録方法等に工夫があるか。また、加盟店の適切な管理方法が示されているか評価する。
提案課題4	サポート体制	15	・職員から問合せがあった際に迅速に対応可能な体制が提案されているか。（サポート専用窓口の設置等）また、加盟店舗のサポート等が提案されているか評価する。
	稼働後のサポート		・利活用相談、サービス更新支援等、他自治体の事例に基づく、アプリの利用促進に向けた提案があるか評価する。 ・アプリの普及施策が提案されているか。また、加盟店舗の普及施策が提案されているか評価する。
提案事項5	その他提案事項	5	上記以外に本業務に関連する有効な追加提案があるか評価する。
見積書	見積り価格	10	業務コストの妥当性を評価する。
要件仕様対応	要件仕様対応及び代替案	10	仕様書に記載した必須要件を満たしているか。満たしていない場合、代替案が妥当であるか評価する。
計		120	

(4) プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査の概要は以下のとおり。

詳細な日時や実施時間は、プレゼンテーション実施通知書にて別途通知を行う。

※プレゼンテーション審査については、原則、対面により実施する。

①日 時：令和6年7月31日（水）から8月2日（金）のいずれか

②場 所：武雄市役所庁舎内会議室

③時 間：説明30分、質疑応答10分を予定

④その他：提案書類受付部署にて別途抽選を行った順に実施する

入場する説明者は5名以内とする

必要な機器のうち、モニター及びケーブルは市が用意する

(5) 審査結果・公表

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を電子メールにて通知する。また、審査結果は市公式Webサイト「たけおポータル ([URL:https://www.city.takeo.lg.jp/home.html](https://www.city.takeo.lg.jp/home.html))」上にも公表する。なお、審査結果の通知は、令和6年8月6日（火）を予定している。

8. 契約手続き

契約については、優先交渉権を得た提案者（以下「契約候補者」という。）と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と交渉を行うものとする。

9. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 選定委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約候補者としてふさわしくないと判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

10. その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (3) 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。文字等の色指定はない。
- (4) 提出された書類は返却しない。また、市はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。なお、武雄市情報公開条例第7条第3号に該当するものとして提案者が指定する部分についてはこの限りでない。
- (6) 一定の適格性を満たす参加者がいないときは、契約候補者を選出しない場合がある。
- (7) 審査結果に対する異議申し立ては認められない。
- (8) 審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。審査結果の開示等を理由とした他提案者の閲覧請求は受け付けないものとする。
- (9) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、市の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託させることができる。
- (10) 参加者は、参加表明書（様式第1号）の提出をもって、本実施要領及び業務仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。

11. 問い合わせ先（事務局）

武雄市 企画部 デジタル政策課 デジタル推進係 担当：古賀
住所 〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10
電話番号 0954-27-7107
FAX 番号 0954-23-3816
E-mail digital@city.takeo.lg.jp